

事 務 連 絡  
平成 29 年 8 月 16 日

各都道府県防災・国民保護担当課 御中

消防庁国民保護室  
消防庁国民保護運用室

全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練の実施について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関しては、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する対応について」（平成 29 年 8 月 16 日付け消防連第 51 号）でお伝えしたところですが、中国・四国地方の上空を弾道ミサイルが通過した際の情報伝達に万全を期すため、機器の点検等を目的とし、全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練を下記のとおり実施しますので、ご対応をお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対し、この旨周知をお願いします。

記

- 1 日時  
平成 29 年 8 月 18 日（金）午前 11 時 00 分
- 2 実施団体  
中国・四国地方 9 県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）及び当該県内の全市町村  
なお、上記以外の都道府県及び当該都道府県内の市区町村も受信確認を実施すること。
- 3 訓練要領  
別添参照

（連絡先）

担当：消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室、国民保護運用室  
野口補佐、長崎係長、山田事務官、佐々木事務官、新堀事務官  
電話：03-5253-7551 FAX：03-5253-7543  
E-mail：[j-alert@ml.soumu.go.jp](mailto:j-alert@ml.soumu.go.jp)

## Jアラートの情報伝達訓練の実施要領

## 1 概要

Jアラートの自動起動等による情報伝達に万全を期すため、機器の点検等を目的とし、次の要領で情報伝達訓練を実施する。なお、中国・四国地方の上空を通過することが考えられることから、内閣官房から即時音声合成方式(※)により配信する情報は、当該地方の9県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)を対象地域とする。

(※) 事態に応じて作成した電文内容を送信し、受信機において音声合成し、即座に同報無線から放送する仕組み。  
現在、国民保護情報は、この方式で発信される。

## 2 訓練日時等

配信日時 : 平成29年8月18日(金)午前11時00分  
対象地域 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、  
香川県、愛媛県、高知県  
緊急情報種別 : 国民保護情報/即時音声合成情報  
情報種別 : 通常  
配信文 : 「これは、Jアラートのテストです。  
これで、テストを終了します。」

<参考>同報無線から放送される内容は以下のとおり。

- ① 上り4音チャイム
- ② 「これは、Jアラートのテストです。これで、テストを終了します。」

## 3 実施団体及び方法

対象地域9県及び当該県内の全市町村は、特段の事情がある場合を除き、実事案において自動起動する全ての情報伝達手段を実際に自動起動し、正常に情報伝達が行われることを確認する。

また、自動起動が不可能な情報伝達手段の場合は、特段の事情がある場合を除き、手動により起動し、正常に情報伝達が行われることを確認する。

なお、情報は全国に配信されるため、対象地域9県以外の都道府県及び当該都道府県内の市区町村は、受信確認を実施する。

#### 4 事前準備

(1) 自動起動実施団体【対象地域 9 県及び当該県内の全市町村】

ア 訓練の事前準備として、別紙 1 「Jアラート受信機の設定確認手順」に沿って防災行政無線等が自動起動する設定となっているか確認すること。

イ 必要に応じて、住民に対し広報を行うこと。

(2) 受信確認実施団体【対象地域 9 県以外の都道府県及び当該都道府県内の全市区町村】

配信される情報は、情報種別が『通常』（実事案の場合と同様）となるため、動作ルールの起動条件の対象地域欄に「全国」、「●●県全域（対象地域 9 県のいずれか）」又は「●●県内の市町村（対象地域 9 県のいずれか）」が含まれている場合、情報受信時に外部インターフェースが起動することとなる。同報無線自動起動機や音声出力、メール送信等の外部インターフェースの動作を希望しない場合には、設定を確認し、必要に応じて、変更すること。

#### 5 報告要領

対象地域 9 県は、別紙 2 「訓練結果調査票」に、県内市町村の自動起動等の状況についてとりまとめ、8 月 18 日（金）13 時まで【厳守】に電子メールにより報告すること。

なお、対象地域 9 県以外の都道府県は、都道府県及び管内市区町村において正常に受信確認ができなかった団体がある場合に限り、報告すること（様式等は任意）。

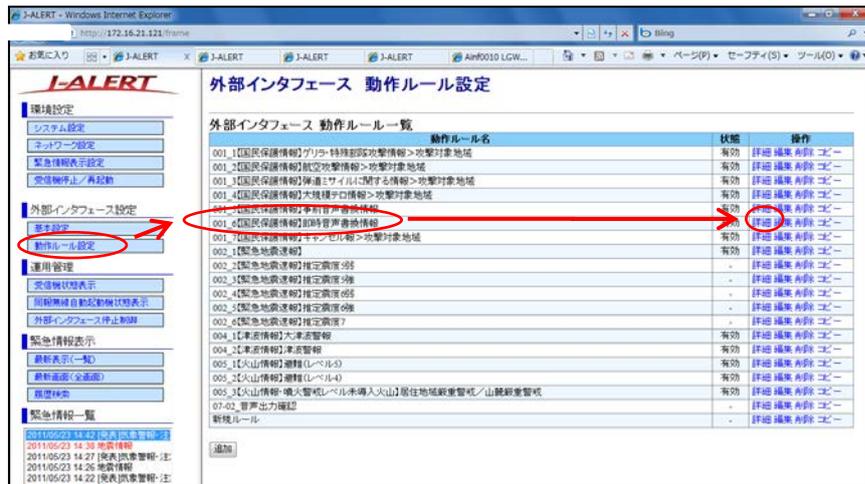
○ 報告先 宛 先：消防庁 Jアラート担当  
アドレス：[j-alert@ml.soumu.go.jp](mailto:j-alert@ml.soumu.go.jp)

#### 6 その他

- (1) 今回の訓練において国からの緊急速報メールの配信は行わない。
- (2) 必要に応じ、再訓練を行う可能性がある（実施する場合は別途連絡）。
- (3) 別紙 2 による集計結果は、団体名も含めて公表する可能性がある。

## Jアラート受信機の設定確認手順

国民保護情報の“即時音声合成情報”の「通常」の動作ルールについて、「詳細」をクリックし、下記の設定例を参考に適切な設定となっているか確認する。（※記載しております動作ルール名は一例です。）



### 〈設定例〉

状態が“有効”であることを確認する。

設定内容が、「国民保護情報」「即時音声合成」「通常」であることを確認する。  
また、受信対象地域は、受信対象とする市町村が選択されていることを確認する。

ここに表示されている動作が情報を受信して起動することになるため、この内容で良いか確認する。  
左記例では、回転灯、音声出力、同報無線自動起動機が起動する。  
特に、音声出力及び同報無線自動起動機の外部インタフェースを設定している場合は、下記を確認すること。

※ 音声出力の「音声データ選択」については、“999\_即時音声合成”が選択されていること。

※ 同報無線自動起動機の「通報番号」については、“XX”が選択されていること。











## 試験結果調査表（記入要領）

[記入要領]

1. 導通確認:受信機に訓練情報を受信できたかどうか、以下の要領で記入してください。

- : 受信できた
- ×: 受信できなかった

2. 情報伝達手段(複数回答可):実際に起動訓練を行ったものについて、以下の要領で記入してください。

- 自動○:自動起動訓練を実施し、問題なく作動した
- 自動△:自動起動訓練を実施し、作動したが、一部で不具合が見られた
- 自動×:自動起動訓練を実施したが、全く作動しなかった
- 手動○:手動起動訓練を実施し、問題なく作動した
- 手動△:手動起動訓練を実施し、作動したが、一部で不具合が見られた
- 手動×:手動起動訓練を実施したが、全く作動しなかった
- 確認:起動方法の手順確認のみを行った

### 注1 情報伝達手段における(自動)と(手動)の定義

- 自動: Jアラートにより情報が受信機まで到達したのち、各地方公共団体又は放送局等の職員が一切の操作をすることなく、当該情報伝達手段が起動し、住民まで情報が伝達されるもの
- 手動: Jアラートにより情報が受信機まで到達したのち、各地方公共団体又は放送局等の職員が何らかの操作をすることにより、当該情報伝達手段を起動し、住民まで情報が伝達されるもの
- 確認: 起動方法の手順確認のみを行ったもの

### 注2 情報伝達手段の説明

(その手段を管轄区域の一部に限定して用いる場合や、テスト機による試験環境で用いた場合も、訓練したものとして記入してください。)

- (1) 同報系防災行政無線 同報系防災行政無線を使用して情報伝達する場合(個別受信機を含む)
- (2) 左以外の無線屋外スピーカー MCA無線など、同報系防災行政無線以外の無線設備を使用し、屋外に設置されたスピーカーを通じて住民に情報伝達する場合
- (3) 有線屋外スピーカー 有線設備を使用し、屋外に設置されたスピーカーを通じて住民に情報伝達する場合
- (4) コミュニティFM コミュニティ放送などのFM放送により情報伝達する場合(例:FMで放送される緊急情報を一般のラジオで受信する場合)
- (5) CATV放送 CATV(ケーブルテレビ)の放送により情報伝達する場合(例:CATVで放送される緊急情報を一般のテレビで受信する場合)
- (6) 音声告知端末 各家庭等に設置された音声告知端末を使用して情報伝達する場合。回線の種別(光ファイバー、CATV、オプティカル通信、FM等)にかかわらず、自治体から自動又は手動により発信された緊急情報を受信すると機器が自動的に起動して音声放送や画面表示されるものは、この欄に記入してください。(例:IP告知端末、緊急起動装置付FM防災ラジオ等)
- (7) 登録制メール あらかじめ登録された住民に対して、携帯電話・パソコン等のアドレスあてメール送信する場合(例:〇〇市・安心安全メール)
- (8) 緊急速報メール 携帯電話3社(NTTドコモ、au、ソフトバンク)による携帯電話向け緊急速報メール(例:NTTドコモ・エリアメール)  
(訓練使用不可)
- (9) 庁内放送 庁内・館内放送等により施設職員及び利用者等へ情報伝達する場合(例:図書館の館内放送で、放送を行う場合)
- (10) その他 (1)~(9)に分類されない場合、自動起動するもの、手動起動するもの、手順確認のみを行うものをそれぞれの欄に記入してください。